

## 感染症予防及び蔓延防止のための指針

株式会社 ライフハック

### 1、ライフハックにおける感染症予防に関する基本的な考え方

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定・蔓延防止に努め早期収束を図ることは、ライフハック事業所にとって重要である。事業所内感染予防対策を全職員が把握し、指針に沿った支援が提供出来るよう本指針を作成するものである。

### 2、感染発生及び蔓延防止のための委員会

#### (1) 感染対策委員会の設置

①設置の目的 事業所内での感染症を未然に防ぐと共に発生時の対策を検討する。

・内容を整理して、全支援員に周知徹底を行う。

②感染対策委員会の構成委員

・代表取締役 光田 将章

・管理者 眞田 崇

・支援員 石田 淳子

※感染症予防対策担当者 眞田 崇

③感染対策委員会の開催

・おおむね3か月に1回開催し、感染症未然防止、蔓延防止等の検討を行う。

・感染所発生時必要な際は、随時委員会を開催する。

・必要に応じて他の会議体と一体的に委員会を設置し効率的に運営する。

④感染対策委員会の役割

1) 施設内感染対策の立案

2) 指針の作成

3) 事業所内感染対策に関する支援員への研修の実施

4) 職員または、利用者の健康状態の把握

5) 感染発生時の対応と警告

6) 緊急における連絡網の整備

### 3、職員研修に関する基本方針

#### 1) 定期的な研修（年2回以上）

支援者に、感染症防止に関する基本的な内容と適切な知識を普及・啓発することを目的とする

### 4、新規採用者への研修

新規採用される支援員には、必ず本研修を実施する。これにより従業者の感染症防止に対する方針を理解し、実践する能力を見極める。

### 5、平常時の対応

作業後時や、トイレ後時には手洗いの徹底を、メンバーさんとも一緒に周知する事にする。

2階での作業兼休憩場所では、加湿器による空気清浄を行う。

手洗い場では、手洗い後のタオルを使用し1日置きに変えるのではなく、ペーパータオルを使用する。

また咳をしている人には、マスクを着用してもらうように声掛けをしていく。

体調が優れない支援員やメンバーさんには、仕事を続けてもらわないようにする。

事業所内で、緊急の事態が発生した場合には、救急車を呼ぶ。

仁方担当 石田 淳子

川尻担当 新田 智美

※親または親族、相談員への連絡は、管理者が行う事にする。

### 6、感染発生時の対応

感染症が発生した場合には、蔓延・拡大防止の為（厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に従い速やかに対応する。

1) 発生時は手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、メンバーさん・職員を媒介して感染を拡大させることのないように注意する。

2) 呉市役所・保健所の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。

### 7、ライフハック内の衛生管理

支援に関わる業務では、手洗いや標準的な予防策の徹底が不可欠である。

手洗いは、血液・体液・分泌物・排泄物などに触れた後、または手袋を脱いだ後には必ず行う。さらに感染症の有無に関わらず、感染の可能性を考慮して適切な保護具（手袋・マスク・ゴーグル）を使用する事が推奨される。

## 8、行政等への報告等

感染症の発生は、関連する法令や規則に基づき、適切な行政機関へ速やかに報告する。  
報告には、感染者数、感染経路の推定、現在の対策状況などを繊細を含める。